

2010(平成22)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

民法

(120分, 総点150点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙をふくめて4ページで、問題は3問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問

Xは父から相続した鹿児島市内にある甲土地の一部（全体の約1／3）を売却することにしたが、自分は東京で生活していて様子がよくわからないこと等から、売却手続きの一切を鹿児島市在住の叔父Aに委ねた。その際、Aの指示にしたがい、「甲土地の売却手続きの一切をAに委ねる」旨を記載したXの署名押印（実印）のある委任状及び印鑑証明書と甲地の登記済証をAに預けた。平成19年2月18日、Aは不動産業者Bとの間で、Xの代理人として、甲地を売却する契約を締結し、代金受領、引渡及び登記等すべての手続きを遂行した。また、受け取った代金は全額Xに送金した。

同年4月頃、別の不動産業者Y₁がAに対して、甲土地の残りの部分を買いたい旨を申し入れた。Aはその頃、経営する会社の資金繰りに窮しており、土地代金を自分の事業資金に充てることを意図して、Xには無断で、Xの代理人として甲土地の残りの部分をY₁に売却し、登記手続きを行った。この売買契約締結に際して、AはY₁に対し、先にXから受け取ってそのまま手元においていた、上記と同じ内容の予備の委任状、予備の印鑑証明書および登記済証を提示し、Y₁はAには売却の代理権があるものと信じて甲地を買ったのであった。

- (1) この事実を知ったXは、Aの行為は無権代理行為であるとして、Y₁に対して追認拒絶の意思表示をし、土地の返還を請求している。Xの請求は認められるだろうか。(35点)

- (2) Y₁がすでにこの土地をY₂に転売していた場合に、XはY₂に対して土地の返還を請求できるだろうか。(15点)

第2問

Xは、平成21年4月1日、Aに対し、返済期を同年12月15日と定めて500万円を貸し付けた。その際、XとAは、500万円の貸金債務の担保として、AがBに対して有する300万円の売買代金債権を、AのXに対する貸金債務の不履行を停止条件としてXに譲渡する旨合意し、Aは債権譲渡通知書（Bに対する売買代金債権をXに譲渡する旨のもので、同年4月1日の確定日付が付されているもの）を作成してXに交付した。

一方、Yは、平成21年5月15日、Aに対し、返済期を同年7月31日と定めて300万円を貸し付けた。ところが、経済的に困窮してきたAは、平成21年7月31日を経過しても、Yに対して300万円を返済しなかった。そこで、Yは、Aに対し、貸金返還訴訟を提起し、平成21年10月1日、Aに300万円の支払を命ずる判決が言い渡され、同判決は確定した。そして、Yは、上記判決に基づき、AのBに対する上記売買代金債権を差し押さえることとし、当該債権差押命令は、平成22年1月8日、Bに送達された。

他方、Aは、Xに対する上記貸金債務の返済も怠ったことから、Xは、Aから受領していた上記債権譲渡通知書をBに対して郵送し、同通知書は、平成22年1月8日、Bに到達した（ただし、上記債権差押命令の送達との先後関係は不明である。）。

以上の事実関係をもとに、以下の各問に答えなさい。

(1) 上記300万円の売買代金債権をめぐるXY間の法律関係について論じなさい。

(35点)

(2) 平成22年1月に入って、Aは上記売買代金債権以外にめぼしい財産を有しない状態になっていたとすると、Yは、XのBに対する債権譲渡通知を取り消すことができるか。

(15点)

第3問

X男とY女は10年以上も内縁の夫婦として暮らしていたが子供はなかった。X男には別居している妻Aとその間の子であるB及びCがいた。BもCもいずれも成人している。ところが、平成9年11月14日にX男が死亡してしまった。XとYとが暮らしていた甲建物は、Xがその亡父から相続により承継したX名義の建物である。

そこで、A、B、CはXから甲建物を相続により承継取得したと主張して、Yに対し、A、B、Cの共有権に基づき、甲建物の明渡しと、Xの死亡の日の翌日からYが明け渡すまでの間の甲建物の賃料相当額の不当利得の支払いを請求した。A、B、Cらの請求は認められるか論じなさい。(50点)